医 福 第 1232 号
令和６年 11 月 28 日

横浜市職員共済組合　組合員の皆様

横浜市職員共済組合

組合員証等の廃止に伴う施設利用時の資格確認方法について（通知）

日頃から、横浜市職員共済組合（以下、「当組合」という）の福祉事業に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合の組合員又は被扶養者等については、「施設利用証」を提示することで、「共済組合間の宿泊施設相互利用制度」（他共済組合の宿泊施設を組合員料金等で利用できる制度）をご利用いただけます。

当制度では、「組合員証等」をお持ちの方は、「施設利用証」に代えて「組合員証等」で資格確認を行っていました。この度、「組合員証等」の新規発行停止に伴い、「組合員証等」の代わりとなるものが整理されましたので、お知らせします。

１　「組合員証等」に代わる組合員等の資格確認方法

(1)マイナポータルの資格情報画面
(2)資格確認書
(3)資格情報のお知らせ

２　取扱い開始日

令和６年 12 月２日

３　留意事項

(1)　対象の施設は、各共済組合の WEB サイトを御確認ください。
(2)　資格確認方法、料金、予約金、休館日等の詳細は、施設に直接お問い合わせください。
(3)　当組合では、「宿泊施設利用助成券」は発行していません。
(4)　本通知は、共済組合間の宿泊施設相互利用制度利用時の資格確認方法です。**健康診断や保険診療など、医療機関等での資格確認は、この限りではありませんので御留意ください。**

４　その他

発行済みの「組合員証等」は、最大１年間回収しない予定です。有効期間において、引き続き施設利用時の資格確認に利用することが可能です。

横浜市職員共済組合　医療福祉課福祉事業係
髙谷、岡田
TEL：045-671-3400　FAX：045-641-0915